

# 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳対象とならない、難聴をお持ちのお子さんが補聴器を購入する際に、助成金の交付を行います。

## ①対象者

- ・結城に住所を有する18歳未満の者。
- ・両耳の聴力レベルが30dB以上, 70dB未満の者。

## ②補助額

- ・基準額の範囲内で, 3分の2を市が負担します。  
※基準額は裏面参照
- ・基準額を超えるもの, 基準外の部品を購入する場合は, 自己負担が発生します。

## ③申請に必要なもの

- ・助成金申請書
- ・医師意見書(所定の様式で提出いただきます)
- ・見積書(購入希望の業者からいただいでください)

## ④利用時の注意点

- ・すでに購入した補聴器は助成の対象となりません。

申請・相談窓口

茨城県結城市役所 社会福祉課 障害福祉係  
0296-34-0438(直通)

補聴器の種類	基準額	基準額に含まれるもの(1台分)	耐用年数	
軽度・中等度難聴用 ポケット型	53,500円	①補聴器本体 (電池含む。)  ②イヤーマールド ※イヤーマールドを 必 要としない場合は 基 準額から9,500円 を除くこと。	5年	
軽度・中等度難聴用 耳かけ型	55,900円			
高度難聴用ポケット型	53,500円			
高度難聴用耳かけ型	55,900円			
重度難聴用ポケット型	68,500円			
重度難聴用耳かけ型	80,700円			
耳あな型 (レディメイド)	101,500円			
耳あな型 (オーダーメイド)	144,900円			補聴器本体 (電池含む。)
骨導式ポケット型	74,100円			電池、骨導レシーバー、 ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	126,900円	電池、平面レンズ		
イヤーマールド	9,500円		無し	

※助成対象となる補聴器の種類及び基準額は、提出される  
医師意見書に基づき決定されます。

※耐用年数内での、再支給は原則認められません。